

岡山大学 21 夢基金規程

〔平成 20 年 2 月 21 日〕
岡大規程第 2 号

（設置）

第 1 条 国立大学法人岡山大学（以下「本学」という。）に、岡山大学 21 夢基金（以下「基金」という。）を置く。

（目的）

第 2 条 基金は、岡山大学における教育活動、国際交流及び社会・地域貢献の一層の進展を図るとともに、キャンパス環境の整備・充実を図るために運用するものとする。

（原資）

第 3 条 基金は、学内外の個人及び法人等からの寄付金その他の収益をもって充てる。

（事業）

第 4 条 基金は、第 2 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 教育活動に関する事業
- 二 学生の修学の支援に関する事業
- 三 国際交流の推進に関する事業
- 四 社会・地域貢献に関する事業
- 五 キャンパス環境の整備に関する事業
- 六 その他目的達成に必要な事業

（事業年度）

第 5 条 基金の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（管理運営委員会）

第 6 条 基金の管理運営に関する次の各号に掲げる事項を審議するため、本学に岡山大学 21 夢基金管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 一 基金の予算、決算及び事業計画に関すること。
- 二 寄付者への謝意表明に関すること。
- 三 その他基金の管理運営に関すること。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学長

二 各理事

三 大学院各研究科長

四 その他学長が指名する者

- 3 学長が必要と認めるときは、学外の有識者を委員に加えることができる。
- 4 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 6 委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立する。
- 7 委員会の議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(基金の経理)

第7条 基金は、この規程及びこの規程に基づく定めによるほか、国立大学法人岡山大学寄付金受入規程（平成18年岡大規程第3号。以下「受入規程」という。）及び受入規程に基づく定めに従って取り扱うものとする。

- 2 受入規程第5条第1項の規定にかかわらず、基金に対する寄付については、寄付金申込書の提出を要しないものとするができる。この場合においては、寄付者が直接基金の口座に寄付金を振り込むことをもって、寄付の申込みがあったものとみなす。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、基金の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年2月21日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、平成19年度の事業年度は、この規程の施行の日に始まり、平成20年3月31日に終わるものとする。